

昭和61年収蔵文書展

# 文書にみる埼玉の開発

—水とのたたかい—



昭和61年 1月18日(土)～昭和61年 5月30日(金)

埼玉県立文書館

## 開催にあたって

今回の展示「文書にみる埼玉の開発—水とのたたかい」は近世から近代にかけての、荒川・利根川を中心とした本県の洪水とその対策の様子を調べ、埼玉の開発に水とのたたかいが不可欠であったことを探ろうとしたものです。

近世では、寛保2年をはじめとした度々の洪水とその救済をとりあげ、利根・荒川両河川の治水の要である中条堤・大囲堤とその争点、さらに赤堀川の切り広げ等の治水の様子を展示しました。

近代では、河川改修への努力と河川法制定の様子を探り、利根川・荒川の改修から13河川改修への歴史と改修に係わる諸事情・工事の有様を展示しました。併せて、明治43年の大洪水の様子を展示することにより、洪水の恐ろしさと河川改修をはじめとした治水の必要性をうきぼりにしました。

これを機会に、ひとりでも多くの方が文書史料の重要性をご理解いただければ幸いです。

昭和61年1月

埼玉県立文書館長 秋葉 一男

### たびかさなる洪水

利根川・荒川という二大河川が流れる本県は、毎年のように水害に見舞われた。中でも寛保2年の洪水は名高く、荒川が野上下郷(現長瀨町)で18mもの増水を記録したのをはじめ各河川が氾濫し、平野部は殆ど水に襲われ江戸にまで被害が及び、「大水記」によるとその村数4,094、流家潰家18,175戸、水死1,058人といわれる。また、安政6年の出水時には、越辺川に面した赤尾村(現坂戸市)は深い所で五尺五寸程の床上浸水があり、名主林信海は、その様子を絵に描かせた。

### 洪水後の救済

水害の後には、飢饉がおこり窮民が村にあふれた。領主はその救済に苦勞し罹災した農民に、臨時に食料を給付し、また郷倉に不断から食料を備蓄させた。しかし、それだけでは足りず、農民は夫食や翌年の種籾の拝借を願い出た。また、場合によっては年貢の免除等を願い出ることもあった。なお、寛保2年の大洪水の時の奥貫友山(久下戸村名主一現川越市)のように、私財を投出して窮民の救済にあたった者もいた。

### 中条堤と大囲堤

中条堤は近世初期頃までに行田市酒巻の利根川堤防から福川添いに築かれた堤で、利根川の洪水を堤より上流の妻沼低地に遊水させることで下流の水量を調節し、現在の渡良瀬遊水池の2倍以上の機能を持っていた。この堤は利害相反する堤内外43村の組合が管理したが、堤内と堤外の村々の堤をめぐる争いは激しく、明治末にまで及んだ。また、荒川では大囲堤を築いて水害に備えたが、堤防修築等の改修が別の場所の水害発生原因となり、上流対下流、右岸対左岸というような争いが頻発した。

### 流路変更と治水

近世初期、利根川と荒川は現在の古利根川、元荒川筋を流れ、吉川町付近で合流し江戸湾に注いでいた。そこで幕府は、利根川を東遷させ太平洋へ流れるようにし、それとともに、荒川を熊谷の久下で締め切り和田吉野川筋に付け替えた。しかし、具体的な史料に乏しいため、その原因も諸説わかれており、またこの「赤堀川切広之図」も近世後期の拡幅工事の際のものといわれているが、いずれにしろ、この瀬替により大規模な平野開発が可能となった。また、河川の普請は経費の負担先によって、自普請、国役普請等にわけられ、治水技法も牛(木の工作物を蛇籠を用いて水中に沈める)・籠・出し・粹などいろいろ工夫された。

### 改修への努力と河川法

明治になっても、利根川荒川を初めとする県内の各河川は度々洪水を起こし、人々の生活や田畑に多大な被害を与えた。水災にあった町村は、築堤等の河川改修を望んだが、県の財政はその復旧費だけで火の車であり、改修を行うだけの余力はなかった。そこで、県議会では、内務大臣宛に利根川荒川などの土木費を国庫負担とするよう建議した。一方、帝国議会でも治水の問題が大きくなりあげられ、本県選出の代議士湯本義憲らの尽力により、明治29年「河川法」が制定され、重要河川は国の直轄により河川改修が行われるようになった。

### 明治43年の大洪水

明治43年8月2日から降り続いた雨に、9日の暴風雨が追い打ちをかけ、荒川の水位は上流の親鼻橋で約10m、利根川は栗橋付近で6~7mに達し、ついに各地の堤防は決壊し、一瞬の間に田畑はもちろん、家も一のみにしてしまった。県内の低地は大海原と化し、濁流は東京湾めざして進んでいった。その被害は、死者324人、家屋の流失1,630余戸、損壊27,000余戸、浸水家屋約8,500戸に達し、損害額は3,000万円近くに及んだ。

### 利根川荒川の改修

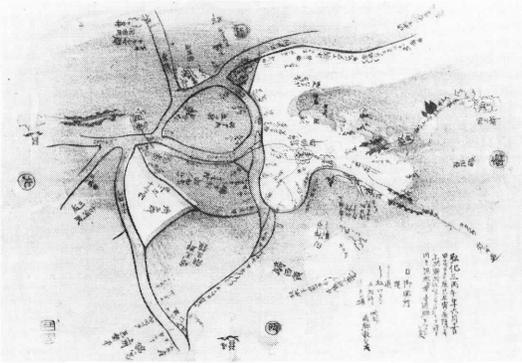
利根川は「河川法」により、明治33年度から国の直轄工事による改修が実施された。これは、河身改修、浚渫、築堤などの高水工事を中心に下流から上流に向かって施行されたが、本県に關係する第3期の工事は、沿岸住民による早期着工の陳情もあって43年度から始められた。さらに、43年の大洪水を契機に河川改修の必要性が再認識され、同年度から渡良瀬川、44年度から荒川の改修が行われた。荒川の場合、その激甚なる水勢をやわらげるために多くの横堤や大堤外地が造られた。

### 13河川の改修

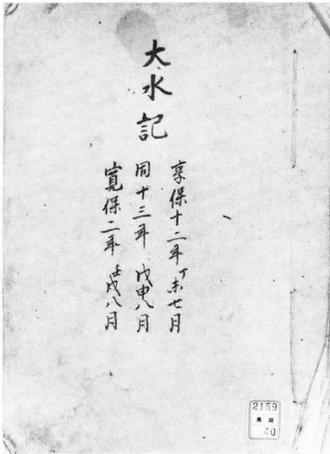
利根川荒川の国営改修工事が行われたのを機に、県では、大正6年水利課を新設、水理調査会を設置し、県下各河川、用悪水路の根本的改修に着手した。対象は、大落古利根川、青毛・備前・姫宮・隼人堀、元荒川、野通・忍・星川、綾瀬川、芝川、福川、新河岸川の13河川に及び、16ヵ年継続の大工事となった。これにより、県内の水田の排水機能は著しく改良され、これに伴い耕地整理事業も大きく進展し、農業生産の基盤が改善された。

# たびかさなる洪水

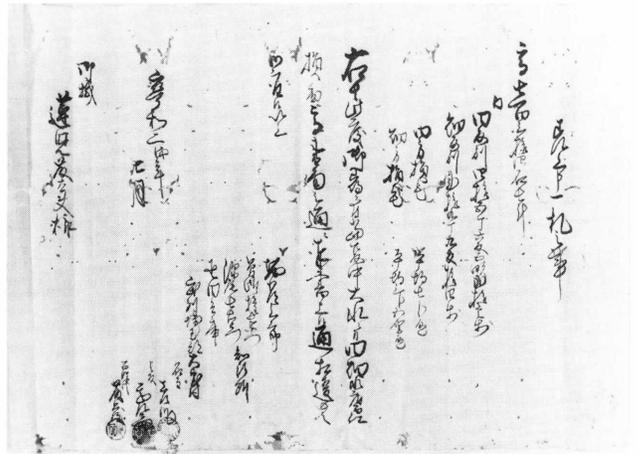
▼ 2 出水絵図



▼ 1 出水図 (部分)



◀ 3 大水記  
▶ 4 田畑水腐書上



## 洪水後の救済



▲ 9 水所飢人夫食拝借小前証文

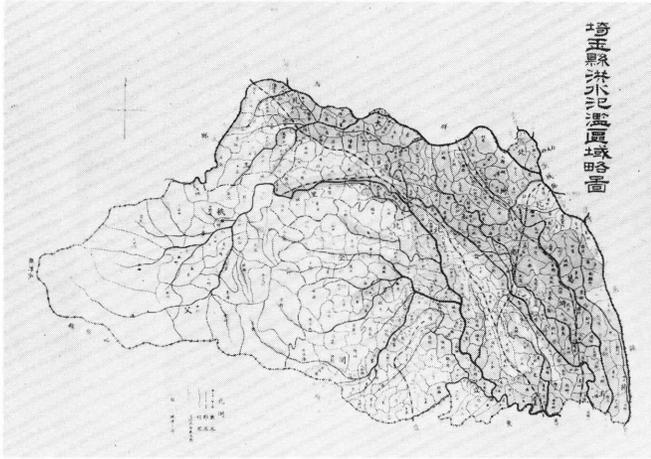


▲ 10 大洪水二付絵図面差出下知書





# 明治43年の大洪水



◀ 41 埼玉県洪水氾濫区域略図



▶ 48 中條村水災誌



◀ 42 明治43年8月16日国民新聞埼玉版



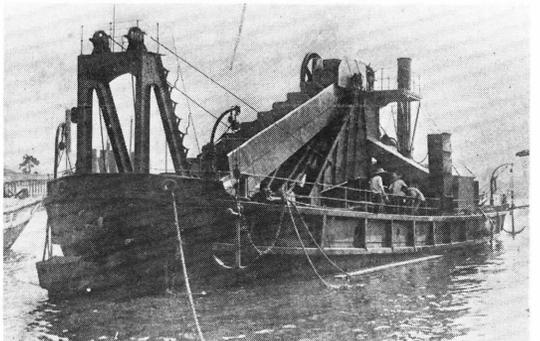
▶ 49 治水第壹号

# 利根川荒川の改修

▼ 50 荒川改修工事状況



▼ 56 利根川浚渫船鹿島号





## 展 示 文 書 目 録

番 号	文 書 名	年号(西暦)	文 書 番 号
<b>近世 水とのたたかい</b>			
—たびかさなる洪水—			
1	出水図	安政6年 (1859)	林 茂 美 氏 蔵
2	出水絵図	弘化3年 (1846)	中 島 家 文 書 258
3	大水記	享保 <sup>12</sup> ~寛保 <sup>3</sup> 年 (1727~1743)	奥 貫 家 文 書 40
4	田畑水腐書上	享和2年 (1802)	大 熊 家 文 書 1167
5	当未年水損荒地巨細書上帳	安政6年 (1859)	新 井 家 文 書 477
6	上分出水床上り家々見廻り記帳	安政6年 (1859)	林 家 文 書 777
—洪水後の救済—			
7	寛保2戊辰年八月出水ニ付御救并聞書帳	寛保2年 (1742)	相 沢 家 文 書 288
8	出水ニ付高役金年延願書	弘化3年 (1846)	相 沢 家 文 書 670
9	水所飢人夫食拝借小前証文	寛保2年 (1742)	野 中 家 文 書 391
10	大洪水ニ付絵図面差出下知書	安政6年 (1859)	持 田 (英) 家 文 書 542
—中条堤と大囲堤—			
11	忍領利根川通堤川除普請争論裁許絵図	貞享4年 (1687)	中 村 (宏) 家 文 書 257
12	阿部鉄丸領分利根川通武州埼玉郡下中条村国役御普請出来形帳	文化11年 (1814)	見沼土地改良区文書 59
13	利根川通普請組合四拾壹箇村議定書	文政12年 (1829)	見沼土地改良区文書 63
14	四方寺村新規御堤一条記	享保 <sup>12</sup> ~弘化 <sup>2</sup> 年 (1727~1845)	野 中 家 文 書 136
15	利根川通自普請所諸色代金割	文政 <sup>3</sup> ~弘化 <sup>2</sup> 年 (1820~1845)	野 中 家 文 書 145
16	吉見・川島領大囲堤絵図(写真)		鈴 木 (庸) 家 文 書
17	忍領上吉見領江相掛候議定違変出入濟口証文為取替本書	文久2年 (1862)	根 岸 家 文 書 464
18	土手一件願書返答書御吟味御見分度々双方中江濟口迄日記	享和2~文化元年 (1802~1804)	根 岸 家 文 書 433
—流路変更と治水—			
19	赤堀川切広之図		田 口 (栄) 家 文 書 1791
20	土木建築法絵図入写本		田 口 (栄) 家 文 書 1824
21	佐谷田村水門普請道具下付願	貞享2年 (1685)	久 保 家 文 書 2235
22	越辺川都幾川通堤御普請願	宝暦7年 (1757)	林 家 文 書 4442
23	権現堂川通幸手領村々江申渡請書	文政9年 (1826)	遠 藤 家 文 書 71
<b>近代の河川改修</b>			
—改修への努力と河川法—			
24	入間川通瀬替之義ニ付願書	明治8年 (1875)	猪 鼻 家 文 書 425
25	入間川通瀬替約定書	明治8年 (1875)	猪 鼻 家 文 書 166
26	四大川ノ土木費ヲ国庫支弁トナスノ建議(写真)	明治18年 (1885)	行 政 文 書 明 534
27	出水ニ関スル書類(熊谷からの電報文)	明治23年 (1890)	行 政 文 書 明3700

番号	文 書 名	年号(西暦)	文 書 番 号
28	出水ニ関スル書類 (忍警察署よりの報告)	明治23年 (1890)	行 政 文 書 明3700
29	利根川治水ニ関スル上申	明治24年 (1891)	中 村(宏)家文書 78
30	利根川通新会村付近堤防図	明治24年 (1891)	中 村(宏)家文書 78
31	元荒川通堤塘修築心得	明治24年 (1891)	篠 崎 家 文 書 2287
32	元荒川通修築土功仕立之義ニ付具申	明治24年 (1891)	篠 崎 家 文 書 735
33	江戸川堤破堤図		田 中 家 文 書 1780
34	荒川堤塘工事国庫負担請願書		湯 本 家 文 書
35	治水ニ関スル質問書	明治26年 (1893)	湯 本 家 文 書
36	河川改修法制定ニ関スル建議 (草稿)	明治28年 (1895)	湯 本 家 文 書
37	河川法 (写真)	明治29年 (1896)	法 令 全 書
—明治43年の大洪水—			
38	埼玉県水害誌原稿	明治43年 (1910)	行 政 文 書 明5822
39	水害状況ヲ管内全図ニテ報告ノ件照会	明治43年 (1910)	行 政 文 書 明5822
40	埼玉県洪水破損箇所全図	明治43年 (1910)	行 政 文 書 明5822
41	埼玉県洪水氾濫区域略図	明治43年 (1910)	湯 本 家 文 書
42	明治43年 8月16日国民新聞埼玉版 (写真)	明治43年 (1910)	C 1747
43	明治43年 8月中荒川通古谷上水位日表	明治43年 (1910)	行 政 文 書 明2717
44	埼玉県水害諸表	明治43年 (1910)	湯 本 家 文 書
45	利根川通妻沼付近堤防決潰場所	明治43年 (1910)	湯 本 家 文 書
46	北川辺町域破堤状況図	天保6年(1835) ～明治43年(1910)	湯 本 家 文 書
47	大洪水ニ付見舞受覚	明治43年 (1910)	中 村(宏)家文書 99
48	中條村水災略図 (中條村水災誌)	明治43年 (1910)	中 村(宏)家文書 101
49	治水第壹号	明治43年 (1910)	中 村(宏)家文書 404
—利根川荒川の改修—			
50	荒川改修工事状況 (写真)		埼 玉 県 史 7
51	荒川上流改修工事平面図		県立浦和図書館
52	利根川治水ニ関スル陳情書	明治32年 (1899)	中 村(宏)家文書 92
53	利根川高水工事説明書	明治32年 (1899)	中 村(宏)家文書 91
54	荒川沿岸水害ニ関スル意見書	明治43年 (1910)	行 政 文 書 明2259
55	情願書 (利根川治水工事早期施行)	明治43年 (1910)	中 村(宏)家文書 100
56	利根川浚渫船鹿島号 (写真)		利 根 川 治 水 考
57	根本的治水策 (再稿)	明治43年 (1910)	湯 本 家 文 書
—13河川の改修—			
58	新会村付近小山川改修工事 (写真)		埼 玉 県 写 真 帳
59	小山川通新会村明戸村入会河川改修工事平面図	大正9年 (1920)	行 政 文 書 大1088
60	大落古利根川改修費継続年及支出方法議案	大正7年 (1918)	行 政 文 書 大5756
61	元荒川外3ヶ川改修費及負担区分	大正8年 (1919)	行 政 文 書 大5757
62	芝川改修工事大正12年度第2工区施行ニ付上申	大正12年 (1923)	行 政 文 書 大6007
63	芝川通青木村南平柳村河川改修工事平面図	大正12年 (1923)	行 政 文 書 大6007
64	浚渫船による掘鑿		建設省荒川下流工事事務所
※ 会期中に一部展示替えを行うことがあります。			

以吟味と上并納之云 仰有以事

一御支配人并添役元惣を御家中に元中下迄  
何をも音物一切仕居る者音物へ依り  
令被米糶不及中何より後名之方へ百姓  
方割合出し得る中下大一切出中る者  
出以と中下りて其辰書付御役所へ筒上  
中下若内訖る者音物へ依り服へお知中下り  
何ヶ振く曲事にも云 仰有以事

附り惣役人中中下へ貸物借物押賣押買  
又去之辨成依り付りて是亦早速書付  
御筒上中下事

一御用、有以支配人添役元を御家中元  
中下へ依り若内夫并借へ依りて其  
時菜薪油と出しそ外何をも一切出し  
不中弛走ケる者依りて仕居る事  
一去りて悪党もの有し時分八写と云中

何<sup>二</sup>も音物<sup>一</sup>一切仕間敷候、若音物之儀に付、

金銀米錢<sup>者</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>申、何<sup>二</sup>よらず、名主方へ百姓

方<sup>江</sup>割合出し候得与申候共、一切出申間敷候、達<sup>而</sup>

出し候へと申候ハ、其段書付、御役所之筒<sup>江</sup>上

可<sup>レ</sup>申候、若内証<sup>二</sup>音物いたし脇合<sup>一</sup>相知申候ハ、

何ヶ様之曲事<sup>二</sup>も可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候事、

附<sup>二</sup>惣<sup>一</sup>役人中、郷中<sup>江</sup>貸物借物押売押買

又<sup>者</sup>、無躰成儀御座候ハ、是亦早速書付、

御筒<sup>江</sup>上可<sup>レ</sup>申候事

一、御用ニ付、御支配人添役衆其外御家中衆、

郷中<sup>江</sup>御越候節、内夫<sup>并</sup>賄之儀、所<sup>二</sup>有<sup>レ</sup>之輕き

野菜薪油を出し、其外何<sup>二</sup>も一切出し

不<sup>レ</sup>申、馳走<sup>ケ</sup>間敷儀、豎く仕間敷事、

一、在々所々悪党もの有<sup>レ</sup>之時分ハ、鳴を立可<sup>レ</sup>申候

五人組帳について

五人組とは、江戸時代、幕府が百姓・町人に作らせた隣保  
組織で、近隣の5戸を一組として、火災・キリシタン宗徒等  
の取締りや、納税・犯罪などの連帯責任を負わせたものです。

五人組帳は、五人組制度を実施するために、五人組の守る  
べき法令を列記し(五人組帳前書)村役人以下、五人組員が  
連名連印して違反しないことを誓約した帳簿です。

今回展示した、山本大膳版「五人組帳前書」は、幕府の代  
官で武蔵国を支配した山本大膳が、法令の徹底を図るため天  
保七年に出版したものです。

# 古文書解読コーナー

五人組帳前書〔飯島(徳)氏収集 六五〇〕

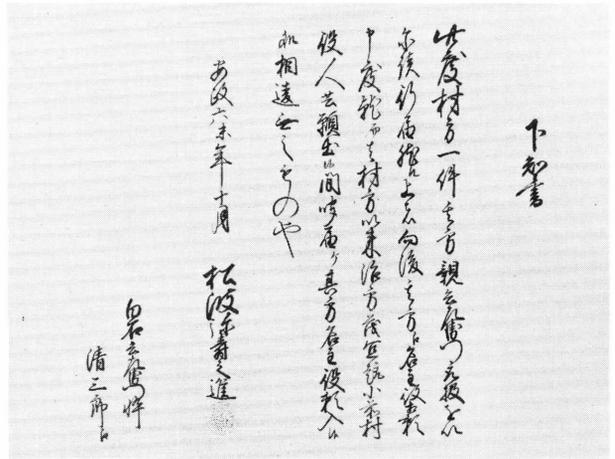
一、年々御年貢内割仕候節、名主年寄惣百姓  
寄合、御割附之表より勘定相違なく、格割と  
し、勿論反歩米永之員数委細に記し  
名主方々皆済手形押切判形いたし、  
百姓方々銘々相渡可申候事

一、郷中<sup>これ</sup>有<sup>ある</sup>之<sup>の</sup>郷藏<sup>ごうざう</sup>、御米詰置候内、郷中之もの預り  
昼夜番仕候上<sup>うへ</sup>、盗人又者御米ふけ候<sup>か</sup>、何事<sup>ニ</sup>  
よらず、損米御座候共、急度弁差上可<sup>レ</sup>申候、<sup>并</sup>  
御用之置米郷藏<sup>ごうざう</sup>出<sup>だ</sup>申候節、御急<sup>ごいそ</sup>御座候とも、  
名主老人<sup>に</sup>、郷藏戸前封を切、自由<sup>に</sup>取出し  
申間敷候、与頭年寄百姓立合封を切、御用之  
員数取出し、勿論右之もの共立合相封を致<sup>せ</sup>  
置可<sup>お</sup>申候、自然郷藏近所<sup>ニ</sup>、火事出来申候ハ、  
村中<sup>は</sup>不<sup>お</sup>及<sup>ば</sup>申、隣郷<sup>りんごう</sup>迄も男女によらず欠附<sup>かけつけ</sup>、  
郷藏を防可<sup>お</sup>申候、尤相防かたき趣<sup>おもむ</sup>候ハ、  
早速御米取出し可<sup>お</sup>申候、若御米致<sup>もし</sup>焼失<sup>やけど</sup>候ハ、  
御吟味<sup>ごぎんみ</sup>之上、弁納可<sup>お</sup>被<sup>お</sup>仰<sup>おほ</sup>付<sup>つけ</sup>候事

御用之置米郷藏<sup>ごうざう</sup>出<sup>だ</sup>申候節、御急<sup>ごいそ</sup>御座候とも、  
名主老人<sup>に</sup>、郷藏戸前封を切、自由<sup>に</sup>取出し  
申間敷候、与頭年寄百姓立合封を切、御用之  
員数取出し、勿論右之もの共立合相封を致<sup>せ</sup>  
置可<sup>お</sup>申候、自然郷藏近所<sup>ニ</sup>、火事出来申候ハ、  
村中<sup>は</sup>不<sup>お</sup>及<sup>ば</sup>申、隣郷<sup>りんごう</sup>迄も男女によらず欠附<sup>かけつけ</sup>、  
郷藏を防可<sup>お</sup>申候、尤相防かたき趣<sup>おもむ</sup>候ハ、  
早速御米取出し可<sup>お</sup>申候、若御米致<sup>もし</sup>焼失<sup>やけど</sup>候ハ、  
御吟味<sup>ごぎんみ</sup>之上、弁納可<sup>お</sup>被<sup>お</sup>仰<sup>おほ</sup>付<sup>つけ</sup>候事

一、御支配人<sup>おんしあひにん</sup>并添役衆惣<sup>おそ</sup>御家中之衆中下々迄、

# LET'S TRY! —挑戦してみませんか—



## 前回—LET'S TRY!—解説

### 送り一札

大宮宿役人星野軍八殿娘こと義、  
今般我等貴請、安兵衛殿友右衛門殿  
御世話ヲ以、其御村百姓兵右衛門悖  
江差遣候間、其段御心得、人別之儀も  
御村方御定リ通り可被ニ成下候、為念  
送り一札差出候以上

下知書(白石家二五二)より

天保十二年<sup>丑</sup>三月

武州一宮社中  
角井出雲守内

中村民三郎  
(企脱)  
同国比郡

白井沼村  
御役人中様  
御世話人衆中

## 新収蔵文書展示目録

番号	文 書 名	年号(西暦)	文 書 番 号
<b>新収蔵文書紹介コーナー</b>			
1	午年武蔵国横見郡小新井村御成箇可納割付之事	元禄3年 (1690)	金子家文書
2	頼請文之事	文政9年 (1826)	老川家文書
3	尋常小学国語読本巻二	大正7年 (1918)	野口氏収集文書
4	手控 (七名社約定)	明治8年 (1875)	中村(宏)家文書 57
5	七名社社員集合写真		中村(宏)家文書 254
6	徳川家光朱印状	慶安2年 (1649)	正樹院文書
7	藤岡流鉄砲小筒免状	天保7年 (1836)	水谷家文書
8	当流中目録手綱之事	寛政3年 (1791)	増木家文書
9	文殊寺奉加帳	天保14年 (1843)	吉場氏収集文書
10	武州難波田古城図		飯島(徳)氏収集文書
11	皿屋敷弁疑	宝暦8年 (1758)	新井(恍)家文書
12	明治28年12月26日付東京朝日新聞	明治28年 (1895)	長瀬家文書
13	地震類焼場所明細写并御道筋近郷聞書	安政2年 (1854)	坂本家文書 547
<b>古文書解説コーナー</b>			
1	五人組帳 全 (山本大膳版)	天保7年 (1836)	飯島(徳)氏収集文書 650
2	五人組掟書		武笠(幸)家文書 104
3	下知書	安政6年 (1859)	白石家文書2521

※会期中に一部展示替えを行うことがあります。

表紙=赤堀川切広之図(田口(栄)家文書 1791)